

かめやま教育通信

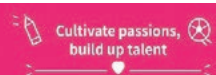
第106回



11月は「いじめ防止強化月間」 ～みんなでつくる、いじめのない社会～



県では、いじめの問題を克服するため、「三重県いじめ防止条例」に基づき、毎年4月と11月を「いじめ防止強化月間」と定めています。市でもこの取り組みと連携し、各学校で「学級での仲間づくり」や「いじめを絶対に許さない心の育成」を重点的に進めています。



～子どものSOSを見逃さないで。いじめから守る家庭の目・地域の目～

「いじめ防止対策推進法」第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない」と明記され、国や自治体、学校、保護者それぞれがいじめの防止・撲滅に取り組むことが定められています。いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、学校の取り組みだけでは完全に防ぐことができません。子どもたちの安心・安全な居場所を作るためには、保護者の協力や地域の皆さんの見守りが不可欠です。

～地域でできること～

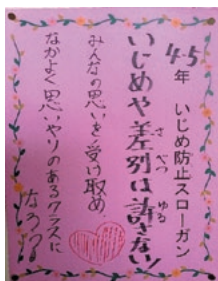
- 日常的な子どもたちの見守りや声掛け
- 子どもが安心して過ごすことができる環境づくり
- 地域の子どものとして守り、育てる環境づくり
- いじめやいじめと疑われる行為の発見時に、学校や教育委員会等関係機関への情報提供や相談

各学校のいじめ防止の取り組み

- いじめは卑劣で卑怯な行為であることを理解させる道徳教育・人権教育の充実
- 学期に1回のアンケート調査や個人面談の実施
- スクールカウンセラーなどによる相談体制の充実

～4月の取り組みの一例～

- いじめ防止スローガンを作成した
- いじめ防止ポスターを制作し、校内へ掲示して、啓発を行った
- 安心して生活できる学級づくりに向けて考える機会を設けた
- 「いじめ防止」に関する授業を実施した
- いじめ反対の意志を示すピンク色のグッズを作成し、啓発を行った。



～保護者・家庭で子どもに伝えてほしいこと～

- 人に嫌な思いをさせない、傷つける行為はしない
- いじめは卑劣で卑怯な行動であり、人権侵害行為であることを理解させる
- いじめは絶対にしない(いじめを絶対に許さない姿勢を育成する)
- いじめ行為を見掛けたら必ず止める(正しい行動をとるようにする)
- 自分で止めることができなければ、大人に相談する

～保護者・家庭で意識してほしいこと～

- 子どもとの会話を大切にする(いじめていないか、いじめられていないか察する)
- 子どもたちが発するサインをキャッチする
- 子どもが助けを求めやすい環境をつくる
- 子どもの自尊感情を高める日常の言葉掛けを行う
- 親子で共感できる活動を行う(家族で話す時間や一緒に活動する時間を増やす)

★いじめ等、心配になったときの相談窓口

●いじめ電話相談

☎ 059-226-3779

●いじめに関する市の相談窓口

教育推進課研究推進グループ

☎ 84-5077

●そのほか各種相談機関は、右の二次元コードからご覧ください。



問合先 教育委員会事務局教育推進課研究推進グループ ☎ 84-5077